

国自審第 1502 号
平成 29 年 11 月 21 日

日産自動車株式会社
取締役社長 西川 廣人 殿

国土交通省自動車局長
奥田 哲也

完成検査における不適切な取扱いへの対応について

9 月 29 日付で不適切な完成検査の過去からの運用状況等、事実関係の詳細を調査し及び再発防止策を検討し、一ヶ月を目処に報告するよう指示したことを受け、11 月 17 日に貴社より事実関係の調査結果及び再発防止策が報告されたところである。

については、本報告に記載された再発防止策の実施の徹底を図るとともに、道路運送車両法第 75 条の 6 第 1 項及び第 100 条第 1 項に基づき、その実施状況について、当面四半期毎に報告するよう求める。

なお、国土交通省としては、今後、再発防止策の実施状況を踏まえるとともに、立入検査の結果や今般の報告内容を精査した上で、必要に応じて、追加の措置がありうることを申し添える。